

前号の民営化通信では、保育審議会から答申を受けた「国立市立保育園民営化ガイドライン」の内容をお伝えしましたが、今号では、この間に開催してきた保護者説明会や意見交換会、各保育園巡回相談などにおいて寄せられたご意見を紹介いたします。

なお、保育審議会の答申やこれまでの説明会等で使用した資料やご意見・ご質問と回答については、市のホームページ（子育て政策のページ）に掲載しております。あわせてご覧ください。

9月以降開催の説明会等の実施概要

名称	開催日	会場	参加者数
公立保育園 民営化説明会	9月10日(土) (午前)	国立市役所 2階委員会	22名
	9月10日(土) (午後)		12名
ガイドライン 意見交換会	9月17日(土)	国立市役所 地下食堂	16名
公立保育園 巡回相談会	10月29日～ 11月18日 (各園3回全12回)	各公立保育園	48名

11月27日（日）に開催を予定しておりました「市長と保護者の懇談会」は、市長死去に伴い中止とさせていただきました。今後、改めて意見交換の機会を設けてまいります。

説明会や巡回相談会等で寄せられた主なご意見

Q：そもそも、なぜ民営化する必要があるのですか？

A：市が使える予算（税金や補助金などで市に入ってくるお金）や市の事業に取り組む職員の数は、無限ではなく、限りがあります。しかしながら、市の予算や職員を使って、市民のニーズに応え、取り組まなければならない課題が、まだ様々残されています。

そのため、限られた予算と職員を費やして、これまでにまだできていない事業に取り組むためには、現在行っている事業を終了させたり、効率化を図ったりして、お金と職員を生み出さなければ、新しいことを開始したり、今ある事業を充実させたりすることは難しい状況にあります。

保育事業に目を向けますと、認可保育園は、公立・私立を問わず、国の認可基準を満たし、保育所保育指針に基づいて保育が行われています。職員の配置基準も同じです。つまり、子どもを保育することについて、公立と私立で優劣はありません。

しかしながら、保育園の運営に係る費用を見てもみると、国や東京都から入ってくる補助金や人件費に公立と私立で差が生まれています。

そのため、公立保育園を民営化することによって、保育園の運営自体は社会福祉法人に移管していきますが、これまでの公立保育園の保育を継承し、民営化によって生み出された予算や職員を使って、市全体の更なる保育・子育て支援事業を展開し、市民の保育・子育て支援のニーズに答えていきたいと考えています。

例えば、仮に1億円で公立保育園1園を運営していて、新しい保育・子育て支援事業（2,000万円）を開始するとした時

①民営化しない場合

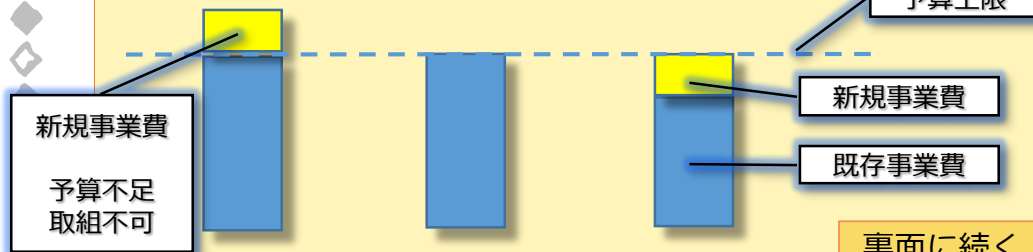
保育園運営の費用は変わらないので、1億円+2,000万円で「1.2億円」となり、新たな市民ニーズに応えるためには、新たな財源が必要となります。

②民営化した場合（ここではわかりやすくするために金額を単純化し、民営化で生み出される費用を2,000万円とします。）

保育園運営8,000万円+新規事業2,000万円で、「1億円」となり、これまでと同じ予算で、新たな事業を展開することができ、現在の市の収入の中で、求められている課題に取り組むことが可能となります。

【民営化しない場合】

【民営化した場合】



裏面に続く

説明会や巡回相談会等で寄せられた主なご意見(続き)

Q : 民営化によって、市の責任がなくなってしまうのですか？

A : 保育の実施者は、市です。公立でも私立でも、市が保育の実施者であることは変わりませんので、民営化後も、そこで実施される保育の責任は市にあります。

民営化にあたっては、実績ある社会福祉法人に移管することとしています。既に運営されている保育園の実績をみながら、十分な引継ぎをしています。子どもや保護者と新たな保育士がしっかりと関係を作り上げること、また、これまでの行事なども実践的に引き継いでいくことのなかで、保護者の方々の不安を1つずつ解消しながら進めます。また、移管後も市が責任をもって、確認、評価、支援をしていきます。

Q : 移管する「社会福祉法人」とは何ですか？

A : 「社会福祉法人」とは、保育園や児童擁護施設などの児童福祉施設、老人ホームなどの老人福祉施設、しょうがい者福祉施設等の社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人です。社会福祉を目的としていますので、株式会社とは異なり、非営利の団体となります。

今回の民営化では、移管先の事業者は、認可保育園の運営実績が6年以上ある社会福祉法人の中から選定することをガイドラインで示しています。



Q : どのような事業者が引き受けるかが重要と考えます。どのように事業者を選ぶのですか？

A : 移管する事業者は、市が募集条件などを募集要項で示し、運営したい事業者を広く募る公募により行います。募集にあたっては、これまでの保育の継承が基本条件となります。募集条件の詳細については、「民営化通信(第3号)」及び市ホームページ掲載のガイドライン(答申)をご覧ください。募集にあたって作成する募集要項については、事前に保護者からの意見を伺いながら作成していきます。

応募のあった事業者の中からどの事業者を選ぶかということについては、「事業者選定委員会」を設置して、審査・選定をしていきます。当委員会のメンバーは、大学教授などの学識経験者、保育現場経験者を含む市職員等により構成される予定です。選定する際の基準は、ガイドラインに記載の選定基準が基本となります。

事業者選定時の保護者の皆様からのご意見については、選定委員会にオブザーバー委員として保護者の方に参画いただきます。

Q : 公立保育園の民営化を「保育審議会」で検討していると聞きましたが、審議会とは何ですか？また、審議会で決まったことは、どの程度守られるのですか？

A : 審議会とは、市が意思決定する際に、専門的な知識を導入するため、大学教授等の有識者や関係する方に意見を求める合議制の機関です。市の条例により設置されます。市長から、「諮問」といって、ある事柄(今回は保育園の民営化の基本的な考え方等)に関して、審議会に見解を求め、諮問を受けた審議会は、会議でその事柄を検討し、「答申」として、検討してまとめた内容を市長に提出します。

答申を受けた市は、それをもとに市としての計画を作成したりすることにより、実施していきますが、答申は最大限尊重するものですので、出された考えを下回することは原則ありません。

Q : 民営化する保育園が12月に決まったら、実際に新しい事業者になるのはいつですか？

A : 民営化する保育園の決定後には、対象園の保護者の方への説明会の開催、事業者の選定、保護者、市、事業者の三者での協議会の開催、新旧の保育士と一緒に保育する合同保育の実施などの過程を経て移管されますので、実施に移管されるまでには、数年間のような準備に時間を要することとなります。具体的な年度は、保育整備計画において示していきます。

<補足>

11月25日付けで配布いたしましたお知らせのとおり、佐藤市長の死去に伴い、12月に民営化園の公表を行うことは見送りさせていただいております。

Q : 保育士の先生が変わってしまうことが不安です。どのように引き継いでいくのですか？

A : 保育の引継ぎについては、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間(合同保育期間)を設けます。合同保育では、民営化後に担任となる保育士が該当のクラスに毎日入って引継ぎを受けます。また、保育士以外の施設長、栄養士、調理師、看護師なども積極的に移管前の公立保育園を訪問し必要な事項を引き継いでいきます。

つまり、合同保育で各クラスに配置された新事業者の保育士が、そのまま翌年持ち上がり担任となりますので、4月1日に全員知らない先生となることはありません。

合同保育の期間は、移管する事業者が決定した後に設置する「三者協議会(保護者、市(担当課・保育園職員)、事業者(理事長・保育士)で構成)」において協議していきます。合同保育の期間は、民営化した他市の例では3か月、6か月、1年と様々ですが、これまでの説明会や意見交換会では行事等が1年間通してあるので、1年としてほしいというご意見を多くいただいています。